

キャッシュレス・消費者還元事業

先月号で消費増税対策の1つとしてキャッシュレス決済に係るポイント還元を取り上げましたが、これは経済産業省が行っているキャッシュレス・消費者還元事業の一環で、ポイント還元だけでなく中小・小規模事業者等への支援策もあります。

支援内容は以下の通りです。

- ・実施期間：2019年10月から2020年6月までの9か月間。
- ・支援内容：加盟店手数料率が3.25%以下とされ、さらにその1/3を国が補助。端末導入の負担ゼロ。

※ただし実施期間を過ぎると、決済事業者により加盟店手数料が上がる可能性があります。

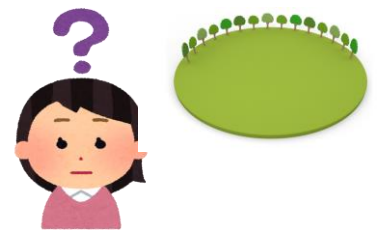
支援を受けるためには登録されている決済事業者を通して加盟店登録を行う必要があります。なお、登録は5月中旬から開始される予定です。

経済産業省は2027年までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すとしており、今後ますますキャッシュレス決済の導入企業やお店が増えることが予想されます。競争力を高めていくためにも、まだ導入されていない中小・小規模事業者の方はこの機会に一度導入を検討してみても良さそうです。

一物四価 いくつもある土地の価格

土地の価格はいくつもあると言われますが、これはどういうことでしょうか。ここに代表的なものを4つ挙げてみます。

- ① 公示価格 (国土交通省3月公表)
- ② 固定資産税評価額 (市町村4月公表)
- ③ 路線価 (国税庁7月公表)
- ④ 基準地標準価格 (都道府県9月公表)



①公示価格と④基準地標準価格は、不動産取引価格を基準とするためほぼ時価相当額です。

②固定資産税評価額は公示価格を基準にその約70%程度となっています。3年ごとに評価が見直しされ、最近では平成30年に評価替えがありました。

③路線価は公示価格の約80%程度です。

このように同じ土地の価格が一つでないのは、国や地方自治体などがそれぞれ違った視点や尺度から土地の価値を目的に応じて評価しているためです。

生活費・教育費の贈与でも非課税とならない場合

夫婦間や親子間などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものについては、原則として贈与税はかかりません。ここでの生活費は、その人にとって通常の日常生活に必要な費用をいい、教育費とは、学費や教材費、文具費などをいいます。では数年分の生活費・教育費を一括で受け取った時も同様に贈与税はかからないのでしょうか？

生活費や教育費に充てるために贈与により取得した財産が非課税財産となるのは、必要な額を**その都度**贈与された財産に限られます。そのため贈与してもらった財産を預貯金とした場合や株式、家屋の購入費用に充てた場合には、その預貯金又は購入費用については、贈与税が課税されることとなりますのでご注意ください。

自動車税、10月1日から新制度に

すでに納付済みの方もいらっしゃると思いますが、自動車税の納付期限は5月31日です。毎年4月1日に自動車をお持ちの方に課税される税金で、用途や総排気量により税金が決まります。

この自動車税、消費税が増税される2019年10月1日から新制度が適用され、10月1日以降新たに購入した車を対象に税率が引き下げられます。引き下げ幅は、総排気量が小さい小型車ほど大きく減税されます。全排気量で自動車税が引き下げられるのは、制度創設以来はじめてです。

なお、軽自動車税の税率は変更されません。



10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の自動車税税率表(一部抜粋)

排気量	引き下げ前の税額	10月1日以降の税額 (引き下げ額)
1,000cc以下	29,500円	25,000円 (▲4,500円)
1,000cc超1,500cc以下	34,500円	30,500円 (▲4,000円)
1,500cc超2,000cc以下	39,500円	36,000円 (▲3,500円)
2,000cc超2,500cc以下	45,000円	43,500円 (▲1,500円)
2,500cc超3,000cc以下	51,000円	50,000円 (▲1,000円)
3,000cc超3,500cc以下	58,000円	57,000円 (▲1,000円)
3,500cc超4,000cc以下	66,500円	65,500円 (▲1,000円)